

- :五條市において住宅が土砂崩れに巻き込まれ1人死亡
 - :五條市大塔町宇井地区において女性1人の遺体を確認
 - :五條市大塔町宇井地区において、河川の増水により家屋が流出し巻き込まれ行方不明となっていた8人のうち、男性1人、女性3人の遺体を確認
 - :五條市大塔町宇井地区において身元不明の遺体を確認
 - :天川村において川の増水により住宅が流され女性1人が死亡
- 和歌山県 (52人)
- :田辺市伏菟野地内において住宅が土砂崩れに巻き込まれ5人が死亡
 - :田辺市本宮町三越において女性1人の遺体を確認
 - :田辺市熊野地内において、土石流の発生で民家1棟が流され3人が行方不明、うち女性2人の死亡を確認
 - :新宮市南檜杖地内において土砂崩れにより4人生き埋めとなり、その後4人の死亡確認
 - :新宮市日足地内において3人死亡
 - :新宮市相賀地内において、男性1人、女性1人の遺体を発見
 - :新宮市熊野川行政局において2人の遺体を収容
 - :新宮市熊野川町西敷屋において篠尾地内で水道管工事中に誤って流された男性1人の遺体を発見
 - :新宮市木の川滝方地内において土砂崩れにより民家が崩壊し行方不明となっていた男性1人の遺体を確認
 - :みなべ町において住宅が裏山の崩壊に巻き込まれ1人死亡
 - :日高川町川原河地内において避難中に氾濫した濁流にのまれ水没した車両内で1人死亡
 - :日高川町小釜本地内において作業車を移動中の作業員1人が行方不明となり、その後死亡が確認される
 - :日高川町坂野川地内において男性1人死亡
 - :那智勝浦町ゆかし潟地内において車両水没により1人死亡
 - :那智勝浦町井関地内において男性1人、女性1人死亡
 - :那智勝浦町井関地内の河原において女性1人死亡(那智勝浦町井関地内において行方不明になっていた方と判明)
 - :那智勝浦町井関地内で田んぼの中に車両が横転し男性1人死亡
 - :那智勝浦町井関地内で男性1人死亡
 - :那智勝浦町井関地内において、男性1人の死亡を確認
 - :那智勝浦町井関地内において、男性1人の遺体を収容
 - :那智勝浦町井関地内において、行方不明となっていた男性1人、女性1人の死亡を確認
 - :那智勝浦町井関西山において男性2人死亡(うち1人は那智勝浦町浜の宮地内において浜に打ち上げられていた男性の身元が判明したもの)
 - :那智勝浦町井関西山において、行方不明となっていた女性2人のうち1人の遺体を確認
 - :那智勝浦町ねぼけ堂付近において女性2人が行方不明となり、2人の死亡を確認
 - :那智勝浦町南平野地内において土砂崩れにより家屋損壊し行方不明となっていた男性1人の死亡を確認
 - :那智勝浦町川関地内の河原において女性1人死亡
 - :那智勝浦町宇久井狗子ノ浜において男性1人、女性1人の遺体を確認
 - :那智勝浦町那智山宝泉寺において、土石流に巻き込まれ5人が行方不明となり、その後5人の死亡を確認
 - :那智勝浦町井関地内において、住宅が流され行方不明となっていた女性1人の遺体を確認
 - :那智勝浦町が台風に起因する死者として2名認定
- 広島県 (1人)
- :尾道市において運搬船退避中に1人死亡
- 徳島県 (3人)
- :三好市において避難指示発令後、家族と別行動で避難中の1人が死亡
 - :佐那河内村において自宅前の倉庫を確認に行ったまま1人が行方不明となっていたが、死

区分	主な被害	被害数	被害地域
	林道被害	4,945箇所	岡山県(1箇所)、徳島県(1箇所)、高知県(2箇所) 栃木県(14箇所)、群馬県(67箇所)、埼玉県(18箇所)、山梨県(144箇所)、静岡県(49箇所)、新潟県(14箇所)、福井県(6箇所)、岐阜県(6箇所)、愛知県(2箇所)、三重県(965箇所)、滋賀県(42箇所)、大阪府(4箇所)、兵庫県(181箇所)、奈良県(278箇所)、和歌山県(2,419箇所)、鳥取県(224箇所)、島根県(50箇所)、岡山県(50箇所)、広島県(55箇所)、徳島県(117箇所)、香川県(52箇所)、愛媛県(111箇所)、高知県(77箇所)
	木材加工・流通施設	24箇所	三重県(1箇所)、奈良県(1箇所)、和歌山県(22箇所)
	特用林産施設等	33箇所	三重県(9箇所)、兵庫県(1箇所)、奈良県(3箇所)、和歌山県(20箇所)
水産関係	漁船	29隻	北海道(1隻)、三重県(6隻)、和歌山県(6隻)、島根県(1隻)、広島県(3隻)、徳島県(11隻)、鹿児島県(1隻)
	養殖施設	58件	三重県(37件)、和歌山県(5件)、鳥取県(1件)、広島県(調査中)、徳島県(8件)
	漁具	27件	三重県(16件)、和歌山県(5件)、高知県(6件)
	水産物	2,230千尾等	三重県(233トン等)、兵庫県(3千尾)、奈良県(252千尾)、和歌山県(1,793千尾)、鳥取県(0.5千尾)、岡山県(50千尾)、広島県(調査中)、徳島県(130千尾)、香川県(調査中)、高知県(1千尾)
	漁港の損壊	8漁港	三重県(1漁港)、和歌山県(3漁港)、島根県(1漁港)、徳島県(1漁港)、香川県(2漁港)
	漁港海岸の損壊	4海岸	和歌山県(1海岸)、徳島県(1海岸)、愛媛県(2海岸)
	漁業用施設	1箇所	香川県(1箇所)
	共同利用施設	25箇所	奈良県(7箇所)、和歌山県(15箇所)、鳥取県(1箇所)、岡山県(1箇所)、宮崎県(1箇所)

(8) 病院等関係（厚生労働省調べ：9月30日15:00現在）

- ・ 和歌山県 2病院 18診療所（床上浸水）
 - 【復旧済み】2病院、10診療所
- ・ 三重県 9診療所（床上浸水）
 - 【復旧済み】6診療所

(9) 社会福祉施設等関係（厚生労働省調べ：9月30日15:00現在）

- ・ 和歌山県 41施設（床上浸水等）
- ・ 兵庫県 13施設（床上浸水等）

平野本部長出席の下で開催し、前田国土交通大臣を団長とする政府調査団の調査結果報告のほか、当面の課題とともに各省庁の対応状況について情報共有等を行った。

・第5回 9月9日19時00分開催

平野本部長出席の下で開催し、当面の課題とともに各省庁の対応状況について情報共有等を行った。

・第6回 9月16日12時00分開催

平野本部長出席の下で開催し、河道閉塞への対応とともに各省庁の対応状況について情報共有等を行った。

・第7回 9月20日21時00分開催

※台風第15号に関する災害対策関係省庁連絡会議と合同開催

平野本部長出席の下で開催し、河道閉塞への対応とともに各省庁の対応状況について情報共有等を図るとともに、台風第15号への対応も含めた対処方針として以下の事項を確認した。

- 1 救出活動や水防活動などに全力をあげること。
- 2 更なる被害の拡大の防止とともに台風第12号に関連した二次災害の防止に万全を期すること
- 3 河道閉塞箇所における地域住民の安全の確保に万全を期すること
- 4 河道閉塞箇所において現地レベルでの国交省を中心とした関係機関との連携体制の強化を図ること。
- 5 引き続き早急な状況の把握を行い、関係機関の情報共有を図り、警戒体制を怠らないこと
- 6 被災都道府県、関係市町村と連携し、応急対策等に政府一丸となった対応を行うこと

(4) 関係省庁連絡会議の開催

- ・台風第12号に関する災害対策関係省庁連絡会議を平野内閣府特命担当大臣（防災担当）及び阿久津内閣府大臣政務官（防災担当）出席の下で開催し、政府・被災県・被災自治体が一体となって、災害応急対策に万全を期することを確認した。（9月4日10:30）
- ・台風第15号に関する災害対策関係省庁連絡会議を平野内閣府特命担当大臣（防災担当）及び後藤副大臣（防災担当）出席の下で開催し、政府・被災県・被災自治体が一体となって、災害応急対策に万全を期することを確認した。（9月20日21:00）

※非常災害対策本部会議と合同開催

- ・第2回台風第15号に関する災害対策関係省庁連絡会議を平野内閣府特命担当大臣（防災担当）及び後藤副大臣（防災担当）出席の下で開催し、政府・被災県・被災自治体が一体となって、災害応急対策に万全を期することを改めて確認した。（9月22日10:00）

(5) 政府調査団の派遣等

- ・阿久津内閣府大臣政務官（防災担当）を団長とする関係省庁からなる政府調査団を和歌山県へ派遣（9月4日）
- ・平野防災担当大臣が平成23年台風第12号による災害に関する現地調査を実施（9月6日）
- ・前田国土交通大臣を団長とする関係省庁からなる政府調査団を奈良県へ派遣（9月6日）
- ・森本大臣政務官が和歌山県田辺市、同日高川町を現地調査（9月7日）
- ・後藤内閣府副大臣（防災担当）が野田内閣総理大臣による三重県、奈良県及び和歌山県内の被災地視察に随行（9月9日）
- ・鹿野農林水産大臣が奈良県下を現地視察（9月12日）

(6) 災害応急体制の整備

- ・官邸情報連絡室設置（9月3日9:00）

(7) 災害救助法の適用

- ・三重県は、熊野市、南牟婁郡御浜町及び同紀宝町に災害救助法を適用（適用決定日：9月4日、適用日：9月2日）
- ・奈良県は、五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、同下市町、同黒滝村、同天川村、同野迫川村、同十津川村、同川上村、同東吉野村に災害救助法を適用（適用決定日：9月5日、適用日：9月2日）
- ・和歌山県は、田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、同古座川町に災害救助法を適用（適用決定日：9月5日、適用日：9月2日）
- ・岡山県は、玉野市に災害救助法を適用（適用決定日：9月6日、適用日：9月2日）
- ・鳥取県は、東伯郡湯梨浜町及び西伯郡南部町に災害救助法を適用（適用決定日：9月3日、適用日：9月3日）

（8）激甚災害の指定

- ・「平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害」を激甚災害（本激）に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（9月20日閣議決定、9月26日公布）
- ・「平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害」の政令の一部を改正（10月4日閣議決定、10月7日公布）

（9）被災者生活再建支援法の適用

- ・和歌山県は、県内全域に被災者生活再建支援法を適用（適用決定日：9月14日・9月26日、適用日：9月2日）
- ・三重県は、熊野市、紀宝町に被災者生活再建支援法を適用（適用決定日：9月16日、適用日：9月2日）
- ・奈良県は、五條市、天川村、野迫川村、十津川村に被災者生活再建支援法を適用（適用決定日：9月16日、適用日：9月2日）
- ・岡山県は、玉野市に被災者生活再建支援法を適用（適用決定日：9月22日、適用日：9月2日）

（10）自衛隊の災害派遣

[派遣規模] 人員 延べ約 28,790 名
車両 延べ約 8,190 両
航空機 延べ約 180 機

○和歌山県

- ・9月3日 和歌山県知事から災害派遣要請（23:39）
新宮市、那智勝浦町、熊野川町、田辺市、日高川町において情報収集活動、孤立者の救助、行方不明者の捜索、救援物資輸送、給水支援、人命の救助及び道路啓開等を実施
- ・9月29日 撤収要請（8:30）

○三重県

- ・9月4日 三重県知事から災害派遣要請（4:00）
紀宝町において人命の救助、孤立者の救助、行方不明者の捜索、給水支援、物資輸送及び給水支援等を実施
- ・9月14日 撤収要請（10:45）

○奈良県

- ・9月4日 奈良県知事から災害派遣要請（4:20）
十津川村、五條市において情報収集活動、人命の救助、行方不明者の捜索、救援物資輸送、道路啓開及び給水活動等を実施

- ・10月14日 撤収要請（9:30）

(11) 広域応援等

○警察関係

- ・滋賀県警察 24名、京都府警察 20名及び大阪府警察 25名の広域緊急援助隊計 69名を和歌山県に派遣（9月4日）
- ・大阪府警察第一機動隊 25名及び同第三機動隊 25名の計 50名を和歌山県警察へ特別派遣（9月5日）
- ・京都府警察 20名及び兵庫県警察 30名の広域緊急援助隊計 50名を奈良県警察へ特別派遣（9月5日）
- ・兵庫県警察管区機動隊 57名を和歌山県警察へ特別派遣（9月7日）
- ・大阪府警察の 103名を和歌山県に、51名を奈良県に特別派遣（9月9日）
- ・大阪府警察航空機が和歌山県の被害状況等調査（9月4日）
- ・静岡県警察、大阪府警察、警視庁の航空機を和歌山県警察に増派（9月6日）
- ・大阪府警察、福井県警察の航空機を奈良県警察に派遣（9月6日）

○消防関係

- ・三重県において、愛知県防災ヘリが緊急物資を搬送（9月5日）
- ・三重県において、神戸市消防局ヘリが物資搬送及び被災地域の被害調査等を実施（9月6日）
- ・奈良県において、福井県防災ヘリが物資搬送を実施（9月7日）
- ・和歌山県において、京都市消防ヘリが人員搬送、物資輸送等を実施（9月11日～14日）
- ・奈良県において、名古屋市消防ヘリが上空偵察を実施（9月12日～14日）
- ・奈良県において、三重県防災ヘリが救助活動を実施（9月8日）

(12) 各府省庁の対応

①内閣府の対応

- ・情報対策室設置（9月2日 17:00）

②警察庁の対応

- ・災害情報連絡室設置（9月2日 5:00）
- ・災害警備連絡室に格上げ（9月4日 6:00）
- ・非常災害警備本部設置（9月5日 20:00）

③消防庁の対応

- ・情報収集体制強化（9月1日 12:20）
- ・災害対策室設置（9月3日 9:00）
- ・災害対策本部へ移行（9月4日 9:30）

④防衛省の対応

- ・第50普通科連隊の連絡員（人員2名、車両1両）が、高知県庁に向け駐屯地を出発。高知県庁に到着して、情報収集活動中。（9月3日 16:00 現在）
- ・第13偵察隊の連絡員（人員2名、車両1両）が、出雲市役所に向け駐屯地を出発。出雲市役所に到着。情報収集活動中。（9月3日 16:00 現在）
- ・災害対策連絡室設置（9月4日 11:00）
- ・災害対策室設置（9月4日 20:00）

⑤海上保安庁の対応

- ・3日前午前8時頃、広島県尾道市百島にて、台風避難していた航行中の小型船が乗揚げ、乗船者1名（90歳男性）が死亡。

- ・健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に通知（9月5日）
- ・国民健康保険及び広域連合においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）等の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、各都道府県に通知（9月5日）

b. 介護保険制度の対応

関係自治体に対して、被災した要介護高齢者等への対応として以下を通知。

- ・避難所や旅館等の避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供を可能とする（9月5日）
- ・介護保険施設等で定員超過でのサービス提供を認める（介護報酬の減額を行わない。人員基準等の違反としない。）（9月5日）
- ・市町村の判断により、利用者負担額・介護保険料の負担が困難な者の減免等が可能であり、減免額が一定以上となった場合には、国による特別調整交付金の交付対象とする（9月5日）
- ・サービス提供記録等を滅失等した場合には、概算による介護報酬の請求を認める（9月7日）

⑪農林水産省の対応

- ・農作物等の被害防止に向けた技術指導通知を発出（8月30日）
- ・全省的な情報収集体制の強化（9月2日17:00）
- ・緊急災害対策本部設置（9月5日）
- ・被災状況の把握と今後の対応の検討のため、農村振興局、林野庁及び森林総合研究所などの担当官・専門家を和歌山県等に派遣（9月5日～10月17日）
- ・近畿中国森林管理局、四国森林管理局及び関東森林管理局がヘリコプターによる調査を実施（9月5日～7日）
- ・農業共済の早期支払及び被災者への融資の償還猶予の通知を発出（9月5日）
- ・通帳等を流失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出（9月5日）
- ・奈良県からの要請に応じて、レトルト食品メーカーリストを提供（9月9日）

⑫経済産業省の対応

- ・防災連絡会議設置（9月2日17:00）
- ・緊急物資に関する調達可能量について関係団体と調整を実施
- ・災害救助法の適用を踏まえ、三重県、鳥取県、奈良県、和歌山県及び岡山県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。（9月5日17:30、9月6日11:00、9月7日11:00）
- ・災害救助法の適用を踏まえ、中部電力、関西電力及び中国電力株式会社から、被災した電気の需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除、工事費負担金の免除等の特別措置の認可申請があり、即日、認可を行った。（9月5日18:00）
- ・災害救助法の適用を踏まえ、有限会社牧田商店から、被災した需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除等の特別措置の認可申請があり、即日、認可を行った。（9月5日18:00）

⑬国土交通省の対応

- ・国土交通本省警戒体制（9月2日13:00）
- ・国土交通本省非常体制（9月4日6:00）
- ・排水ポンプ車85台、照明車66台、対策本部車4台、待機支援車9台、ポンプ自走装置8台、分解型バックボウ2台、サイフォン式排水装置1台、路面清掃車5台、散水車6台、側溝清掃車7台、排水管清掃車3台、パトロールカー1台を派遣（11月2日10:00時点）
- ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）のべ26名のほか被災状況調査班等のべ5,042名、災害

(2) 医療活動関係

- ・和歌山県内のD M A T 2 チームが那智勝浦町及び新宮市において医療支援活動（9月5日～7日）

(3) 物資提供関係

○日本赤十字社

- ・日本赤十字社北海道支部、奈良県支部、和歌山県支部及び岡山県支部は、避難所へ避難している住民へ向けて緊急物資（毛布等）を配布（9月7日）

(4) 郵便関係

事業者	対応状況
郵便事業株式会社	○災害救助法が適用された市町村の区域内において、次の取扱を実施
郵便局株式会社	<ul style="list-style-type: none">・被災者が差し出す郵便物の料金免除 9月7日から10月6日まで（鳥取県）